

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年7月2日(金曜日)

号外第42号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表 監査の結果により講じた措置について	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第12号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年7月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 嶋村ただし
同 たらさき雄介

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年12月11日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、収用委員会及び公安委員会を除く62か所（既報告の8か所を除く。）に係る103事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月27日 (令和2年7月9日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 神奈川県知事選挙投票用紙（一般用）ほかの印刷契約（1件、契約額34,788,031円）の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日とすべきところ、平成30年1月21日としていた。 2 マルチペイメントサービス提供等業務委託契約（概算総価額244,008円）について、契約期間の開始日が平成31年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、令和元年6月18日に締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 契約日に誤りがあったことについては、契約締結時の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の内容確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約手続が遅れたことについては、契約書作成に当たり、受託者との調整が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容が特に複雑なものについては、入念に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
政策部情報公開広聴課	令和2年8月27日 (令和2年7月21日 職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 図書管理システム機器一式の賃貸借契約（長期継続契約、契約総額3,509,376円）について、納品時の検査が行われていなかった。 (2) ファクシミリ1台の賃貸借契約（長期継続契約、契約総額	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 図書管理システム機器一式の賃貸借契約に係る納品時の検査が行われていなかったことについては、組織的な確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部法律課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

		<p>461,160円)について、納品時の検査に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査補助員の履行確認日の記載及び記名押印をしていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、賃貸借契約により借り入れた図書管理システム機器一式(長期継続契約、契約総額3,509,376円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>(2) ファクシミリ1台の賃貸借契約に係る納品時の検査に当たり、検査補助員の履行確認日の記載及び記名押印をしていなかったことについては、納品時の検査に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、物品の出納に係る手続に関する規定の理解及び組織的な確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
自治振興都市町村課	令和2年8月27日 (令和2年7月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県事務選挙投票用紙(一般用)ほかの印刷契約(1件、契約額34,788,031円)の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日とすべきところ、平成30年1月21日としていた。	不適切事項については、契約書の内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
自治振興部地域政策課	令和2年8月27日 (令和2年7月14日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、me-byoエクスプラザ内の備品35点、総額102,554,641円(うち重要物品16点、99,963,992円)について、同プラザの企画・運営を委託した事業者は無償貸付けするに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を得ていないなど事務処理が不適切であった。	不適切事項については、備品の管理に関する認識が不十分であったことによるものであり、令和2年8月25日に備品の取扱いを見直すとともに備品台帳を修正した。 今後は、このようなことがないように、備品の適切な取扱方法の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和2年4月22日 (令和2年2月25日から同月28日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、平成31年度古都緑地維持管理工事(巡視業務委託)県単(その1)ほか3件(契約額計10,014,636円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにいくべきところ、同年11月1日に行っていた。 2 工事事務において、令和元年度小網代の森施設整備工事県単(その1)の設計額の積算に当たり、アスファルト系舗装工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った歩掛を適用して積算していたため、変更後の設計額(12,463,000円)が22,000円過小であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約変更の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表による関係事務の期限管理を徹底し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、事務の計画性を高め、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、特に新しい工種を採用する際には、積算参考資料の写しを設計書に添付するなど、複数の職員による確認体制を強化するとともに、設計業務について課内会議で技術の研鑽を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央地域県政総合センター	令和2年4月24日 (令和2年3月2日から同月5日まで職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、事務室設置等に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、改定前の建物台帳価格を用いて計算したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料4件、17,754円が徴収不足であった。	不適切事項については、財産台帳の登録事務の誤認識や所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものであり、改めて使用料を訂正した許可書を令和2年3月26日に交付し、徴収不足分については令和2年4月16日までに収入した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県湘南地域県政総合センター	令和2年4月27日 (令和2年3月5日、同月6日、同月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、農業水利施設予防保全事業(公共)寒川南部地区測量業務委託契約(契約額955,800円)について、神奈川県財務規則運用通知の規定に反し、前	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法規等の正しい理解に努め、厳格な適用を図っていくこと

		<p>金払をしようとする工事等の請書に必要な前金払をしようとする率又は金額を記載させていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、県有土地改良財産（相模川右岸幹線用水路）敷地に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに電柱等を設置していることを使用開始から10年以上経過した平成30年6月に認識したため、使用許可前の期間に係る使用料相当額791,138円について、令和元年5月に不当利得返還請求権に基づく請求を行い、このうち263,411円を徴収していたが、残額の527,727円については、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>もに、複数職員の確認体制を改めて強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、財産保全のために求められる定期的な確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理財産の定期的な確認及び担当者交代時の適切な引継ぎを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県西地域県政総合センター</p>	<p>令和2年4月28日 (令和2年3月10日から同月13日まで職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、刈払機取扱業者に対する安全衛生教育受講料2件、23,000円の履行確認に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査印の押印をしていないものがあった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
<p>組織人材部文書課</p>	<p>令和2年8月28日 (令和2年7月10日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 予算の執行において、カラー複写機用キーカード購入代1件、6,600円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行何票兼支出命令票により執行していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解や確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規則等の理解の向上を図るとともに、必ずグループリーダーが確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>財産経営部財産経営課</p>	<p>令和2年8月28日 (令和2年7月17日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 元栄警察署幹部公舎ほかアスベスト調査（スクリーニング調査及び定性分析調査）業務委託契約1件、（一部単価契約、支出額682,560円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。</p> <p>2 追録代（支出額119,193円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、納品後に支出負担行為額を増額していた。</p>	<p>不適切事項の予算の執行については、次のとおり措置した。</p> <p>1 業務完了後に支出負担行為額を増額していたことについては、増額執行の手続を失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、追加業務が発生しそうなときはあらかじめ対応する職員を決めておくことで、増額執行が必要となったときは、当該職員が至急に対応することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 納品後に支出負担行為額を増額していたことについては、増額執行の手続を失念していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、グループリーダー及び副主任と情報を共有し、事務処理漏れがないか確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>財産経営部庁舎管理課</p>	<p>令和2年8月28日 (令和2年7月20日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 収入事務において、デジタルサインに係る広告掲載料1件、1,632,960円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、収入に係る事務手続の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、各年度に調定を行う案件について確認表を作成し、グループリーダーや次席を含む複数の職員による確認体制を強化することで、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
<p>神奈川県神奈川県税事務所</p>	<p>令和2年2月4日 (令和元年12月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を</p>	<p>不適切事項については、個人事業税の課税に係る資料の確認が不十分であったことによるものであり、過大に徴収した税額については、令和元年12月27日に減額更正を行い、令和2年1月27日に還付を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、副主幹以上の複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		誤っているものがあつた。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。	
神奈川県相模原県税事務所	令和2年6月23日 (令和2年3月24日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得した電動アシスト自転車(税込価格137,220円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、物品管理事務に関する認識及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、課長を含む複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県自動車税管理事務所	令和2年7月9日 (令和2年4月16日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱への通信線の共架に係る行政財産の使用許可1件について、事業者が許可申請せず設置していることを設置から10年以上経過した平成31年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額として請求した39,300円のうち21,093円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の現状把握が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、電柱の設置者に通信線等の共架の状況を定期的に確認するとともに、管理財産の適切な状況把握を行い、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 暮らし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務危機管理室	令和2年8月27日 (令和2年7月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあつた。 (1) 令和元年10月分の震度情報ネットワークシステム光回線使用料(9,020円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、78円を支払っていた。 (2) 令和2年3月分の横須賀オフサイトセンター広報カメラシステム専用回線利用料(42,900円)の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の神奈川県統合原子力防災ネットワークシステム用VPNサービス料金(591,800円)の口座振替が行われず、支払期限より後に支払われることになった。 2 物品管理事務において、原子力防災資機材として横須賀市に配備する目的で購入したサーベイメータ30点、γ線及び中性子線用個人警報付電子線量計100点及び原子力災害対策車1点(購入価格計31,027,700円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っておらず、また、令和2年3月25日に横須賀市に配備した上記の原子力災害対策車について、県と横須賀市が締結している「神奈川県が横須賀市に配備する原子力防災資機材の管理運営に係る協定書」に定める管理台帳及び送付書を作成していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) 支払期限までに支払を行っていなかったことについては、震度情報回線使用料の請求書が他の書類に紛れており、経理担当グループへの提出を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、室内で情報共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 口座振替指定日までに支出手続を行っていなかったことについては、書類の管理が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、経理担当者との確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、物品管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、協定書に定める管理台帳及び送付書を作成し、令和2年7月30日に送付した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、所属における進捗管理が適切に行われるよう複数人での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合防災センター	令和2年3月18日 (令和2年3月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電	不適切事項については、管理する財産の現状確認が不十分であったことによるものであり、防犯灯について

査)	柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料8件、15,624円が徴収不足であつた。	ては令和2年4月15日付けで、通信線については同年7月31日付けで使用許可を行った。また、徴収不足分については、令和2年8月20日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で定期的に財産の現状確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
----	--	---

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
文化課	令和2年8月18日 (令和2年7月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、県庁本庁舎アクトイベント企画制作運営等業務委託契約(契約額4,600,000円、契約期間:令和元年10月2日から同年12月20日まで)の履行確認に当たり、契約期限内に業務委託仕様書に定められた業務報告書等を受領できず業務履行が遅延しており、契約上の履行遅滞に伴う違約金を徴収する場合に該当するにもかかわらず違約金24,772円を徴収していなかった。	不適切事項については、契約書に定める履行遅滞に関する条項への理解が不十分であつたことによるものであり、違約金については、令和2年10月26日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による事業の進捗管理の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月20日 (令和2年6月29日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、(款)財産収入(項)財産売払収入(目)生産物売払収入とすべきところ、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入で収入していた。	不適切事項については、事業所管課からの歳入予算執行依頼票の内容確認が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行における科目に係る研修を実施し、さらなる知識の向上を図るとともに、歳入予算執行依頼票の内容確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
農政部農業振興課	令和2年8月20日及び同年9月17日(令和2年6月30日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、(款)財産収入(項)財産売払収入(目)生産物売払収入とすべきところ、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入で収入していた。 2 補助金交付事務において、令和元年度に交付した農業制度資金利子補給費92件、3,158,036円について、補助金の交付等に関する規則に基づき補助事業者等から実績報告書を提出させるべきところ、これを提出させていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、歳入科目に関する規定等の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、歳入科目に関する一覧表を課内に配布し、適正な科目による執行を徹底するとともに、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 補助金交付事務については、補助金の交付等に関する規則等の規定の認識不足によるものであり、農業制度資金利子補給要綱に報告義務についての記載を追加するとともに、令和2年度の下半期から実績報告書の提出を求めた。 今後は、このようなことがないよう、規定や知識を組織として共有できるよう、各業務に係る資料に根拠規定の記載や添付の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
農政部水産課	令和2年8月20日 (令和2年7月2日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、前金払をした漁業就業セミナーに係る会場使用料1件、37,746円について、支出負担行為に係る何れに履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。	不適切事項については、担当者の失念及び課内での複数チェック体制の欠如によるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員により契約事務に係る情報を共有するとともに、履行確認の正しい手続を課内に周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和2年7月2日 (令和2年4月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料1件、10,020円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、収入事務の進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、調定確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県水産技術センター	令和2年9月17日 (令和2年5月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年3月に認識したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず、これを5年と誤認したため、昭和55年12月31日から平成26年3月31日までの使用料相当額52,280円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収手続を行っていなかった。	不適切事項については、管理する財産の現状確認が不十分であったこと及び使用料相当額の消滅時効に関する認識が誤っていたことによるものであり、徴収不足額については、令和2年11月30日に時効期間を除いた8,300円を収入した。 今後は、このようなことがないよう、財産管理に十分な注意を払うとともに関係法規等の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--------------	-------------------------------------	--	--

(6) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月26日 (令和2年7月1日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、被爆者等健康診断委託料9件、345,491円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。 2 契約事務において、カラー複合機賃貸借契約(契約額17,004円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、同年11月1日に行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計管理システムによる電子決済が完了していることを確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約の締結時期を誤認し、変更契約が不要であると判断したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容を複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
子どもみらい部次世代育成課	令和2年9月14日 (令和2年8月6日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、令和元年度子ども・子育て支援交付金及び令和元年度子どものための教育・保育給付費補助金の交付決定及び追加交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を誤って教示していたものが計82件あった。	不適切事項については、交付決定通知書の作成に当たり、交付要綱の規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
子どもみらい部子ども家庭課	令和2年9月15日 (令和2年8月7日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成30年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請に当たり、児童相談所体制整備事業について、24時間・365日体制強化事業に係る経費全額(27,216,000円)を補助対象経費として申請することができたにもかかわらず、このうち「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」に係る経費(13,608,000円)については、補助対象経費として申請しておらず、国庫補助金交付申請額が6,804,000円過小となっていた。これにより、同額の国庫補助金収入が得られないことになる。	不適切事項については、補助金交付に係る算定方法の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、交付申請時は必ず、国庫補助金収入をより多く得られる余地がないか交付要綱や国への確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部障害サービス課	令和2年9月15日 (令和2年8月18日職員調査)	(不適切事項) 1 補助金交付事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度民間障害福祉施設整備借入償還金補助金の交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を誤って教示していたものが計53件あった。 (2) 令和元年度障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス	不適切事項については、次のとおり措置した 1 補助金交付事務については、次のとおりである。 (1) 交付決定に当たり、申請の取下げのできる期間を誤って教示していたことについては、交付要綱に規定されている期間の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 交付決定に当たり、申請の取下げのできる期間

		<p>ス感染症対策に係る特別事業分)の交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を教示していないものが計259件あった。</p> <p>2 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る普通財産の貸付け(2台、2.49㎡)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として貸付けが認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>	<p>を教示していなかったことについては、交付要綱の規定の理解が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、施設財産部長通知の理解が不足していたことによるものであり、令和2年10月25日に設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、配慮の必要性を検証した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
福祉部生活支援課	令和2年9月14日 (令和2年8月17日職員調査)	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま募金箱(奥行59cm、幅107cm、高さ70cm)が設置されているものがあつた。</p>	<p>不適切事項については、財産管理事務に関する認識が不足していたことによるものであり、令和2年12月25日に使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和2年2月14日及び同年9月7日(令和元年12月23日及び同月24日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、神奈川県立子ども自立生活支援センター通学用バス運行業務委託契約ほか2件(長期継続契約、契約総額計94,021,060円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月11日に行っていた。</p>	<p>不適切事項については、契約事務に係る進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、進行管理表を複数の職員で共有し、相互にチェックを行うことにより確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立おおいそ学園	令和2年9月17日 (令和2年5月22日職員調査)	<p>(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 職員から徴収する給食費の立替収入422件、2,149,831円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、庶務事務システムにより該当職員の給与から引き去り、所属の親睦会名義の銀行口座に保管するなどした後、所属の管理課長を納入義務者として数か月分をまとめるなどして調定し、収入していた。また、令和元年10月分から令和2年1月分までの調定額の算定が遅延し、同年3月までに確定しなかったため、その間、概算額により引き去るなどした結果、給食費の負担が適正なものとなっていなかった。</p> <p>2 生産物売払収入6件、18,076円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 給食費の立替収入に当たり、適正なものとなっていなかったことについては、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領(以下「要領」という。)の調定方法についての規定などの理解が不十分であったことによるものであり、給食費負担額の過不足については令和2年10月16日までに精算した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、要領の規定に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 生産物売払収入調定の遅れについては、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、遅滞なく調定を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立青少年センター	令和2年9月7日 (令和2年5月26日及び同月27日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、AED収納ボックスの購入代1件、131,450円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、決裁に係る進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		2 契約事務において、清掃業務委託契約(契約額9,766,400円)に係る令和元年9月分及び令和2年3月分(支払額計1,754,900円)の履行確認に当たり、窓ガラス清掃について、同契約に基づき定期清掃完了報告書により実施した旨の報告が必要なところ、報告がないにもかかわらず履行済みとして検査を完了し、代金を支払っていた。	2 契約事務については、定期清掃完了報告書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務実施時に職員が立ち会うとともに、契約に基づく業務完了報告書による履行確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相談センター	令和2年2月28日(令和2年2月26日から同月28日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、庁舎総合管理業務委託契約(契約額11,772,000円)について、かながわ電子入札システムへの予定価格の入力を誤ったことにより入札が中止となったため、新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の更新手続を行わないまま放送柱1基が設置されているものがあつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、予定価格の入力確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予定価格を慎重かつ正確に入力するよう徹底するとともに、内容を複数回確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、令和2年4月1日に使用許可を行った。 今後は、このようなことがないよう、各職員の業務状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立さがみ緑風園	令和2年3月9日及び同年9月14日(令和2年2月3日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、さがみ緑風園庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額13,055,148円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、再度公告入札に付する際に定めた予定価格を256,376円超過した額により契約を締結していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務の執行に努めることとした。
神奈川県立中井やまゆり園	令和2年9月4日(令和2年1月27日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、自立支援医療受給者証に係る医療診断書発行手数料収入6件、10,020円について、調定が3月を超えて遅れており、このうち1年以上経過していたものが5件、8,350円あつた。 2 契約事務において、清掃業務委託契約について、落札金額(10,512,000円)を万円止めた金額(10,510,000円)を落札金額と誤認して当初契約並びに消費税及び地方消費税の税率変更に伴う変更契約を締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、各担当部署の連携及び処理状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、情報共有を徹底するとともに、診断書発行の手順書に従った事務処理を遵守し、複数の職員による処理状況の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、入札時の金額の確認が不十分であったことによるものであり、令和2年3月10日に変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(7) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月25日(令和2年7月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項)貸付金元利収入(目)衛生貸付金元利収入(節)医薬費貸付金元利収入とすべきところ、(項)雑入(目)雑入(節)衛生費雑入で収入調定していた。	不適切事項については、歳入科目に係る認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、収入の内容や性格に留意し、執行所属と適切な歳入科目を設定するよう調整するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
保健医療部医療課	令和2年8月25日(令和2年7月13日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項)貸付金元利収入(目)衛生貸付金元利収入(節)医薬費貸付金元利収入とすべきところ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、歳入科目に係る理解が不十分であったことによるものであり、適切な歳入科目を新たに設定した。 今後は、このようなことがないよう、歳入の内容に基づき歳入科目が適切であるか確認を怠ることな

		<p>ろ、(項) 雑入(目) 雑入(節) 衛生費雑入で収入調定していた。</p> <p>2 契約事務において、〈加除式〉病院・医院のための医療法Q&Aの追録の購入契約(契約額20,541円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の年月日の記載及び検査印の押印をしていないものがあつた。</p> <p>3 財産管理事務において、地域医療医師修学資金貸付金98件、494,400,000円及び産科等医師修学資金貸付金53件、333,782,400円について、債権として取り扱っておらず、神奈川県財務規則の規定に反し、債権に関する調書を会計管理者に送付していなかった。</p>	<p>く、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則等に係る理解が不十分であつたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、地域医療医師修学資金貸付金及び産科等医師修学資金貸付金は債権ではないと誤認していたことによるものであり、令和元年度決算から債権に関する調書を会計管理者に送付し、両貸付金とも財産に関する調書に記載するよう改めた。今後は、債権として適切に管理するとともに、会計年度終了後、債権に関する調書を会計管理者に送付することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部健康増進課	令和2年8月25日 (令和2年7月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、プロスポーツチームを活用した認知症未病改善推進委託契約(契約額5,814,820円)、「未病サポーター交流会」実施業務委託(契約額151,012円)及び先天性代謝異常等検査委託契約(単価契約、支出額60,335,000円)について、受注者に個人情報情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。また、「未病サポーター交流会」実施業務委託においては、契約で定められた個人情報取扱責任者及び業務に従事する者の届出もさせていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約で定められた特記事項の規定の認識不足及び所属としてのチェック体制が不十分であつたことによるものであり、令和2年10月22日にプロスポーツチームを活用した認知症未病改善推進委託契約に係る証明書の提出を、同年7月20日に「未病サポーター交流会」実施業務委託に係る証明書及び届出書の提出を、同月28日に先天性代謝異常等検査委託契約に係る証明書の提出をそれぞれ受けた。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生活衛生部薬務課	令和2年8月25日 (令和2年7月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>物品管理事務において、危険ドラッグ等の試買のために購入したプリペイド専用携帯電話用のプリペイドカード6,000円について、期限までにカード番号の追加登録を行わなかったため、プリペイドサービス契約が解約され、既に新規契約の受付も終了していたことから、使用が見込めなくなり、未使用のまま不用決定していた。また、この処分に当たり、物品処分調書を作成していなかった。</p>	<p>不適切事項については、プリペイド専用携帯電話の契約内容及び物品の処分方法の確認が不十分であつたことによるものであり、物品処分調書については、令和2年8月26日に作成した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、共有物品の管理状況について複数の職員による確認を徹底するとともに、関係規程等の理解向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立平塚看護大学	令和2年5月15日 (令和2年2月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、卒業証明書交付手数料として領収した現金1件、400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。</p> <p>2 契約事務において、平成31年度(令和元年度)玄関マットの賃貸借契約(契約額43,164円)の第2四半期分及び第3四半期分の履行確認に当たり、請書で定められた賃貸借期間終了前に履行済みとして履行確認を行い、代金を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、現金領収に係る事務の進捗管理が不十分であつたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、担当職員だけでなく、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約内容及び履行確認が不十分であつたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	令和2年3月17日 (令和2年3月16日及び同月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入5件、78,877円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 物品管理事務において、令和元</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、事務処理の進捗状況の確認が不十分であつたことによるものである。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務</p>

		<p>年7月1日に購入し、同日、業務の用に供したレターバックライト20枚、7,200円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。</p>	<p>執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、経理担当職員と業務担当課との連携が不十分であったことによるものであり、令和2年3月27日に印紙類出納簿を修正した。 今後は、このようなことがないよう、情報共有及び複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>(8) 産業労働局 本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項</p>			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月5日 (令和2年6月11日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 (1) 建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)については「(節)貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 (2) 建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行に当たり、「(節)貸付金」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 (3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額2件、105,314円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(節)労働費雑入とすべきところ、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物等貸付収入で収入していた。 2 支出事務において、建物転貸借契約に基づく令和元年10月分から令和2年3月分までの家賃等6件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、次のとおりである。 (1) 建物転貸借契約に基づく家賃等の執行に係る科目誤りについては、担当職員の理解不足及び関係職員の確認が不十分であったことによるものであり、本庁所属の会計事務担当者を対象に机上研修を実施した。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行科目の理解の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 建物賃貸借契約に基づく敷金の執行に係る科目誤りについては、担当職員の理解不足及び関係職員の確認が不十分であったことによるものであり、本庁所属の会計事務担当者を対象に机上研修を実施した。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行科目の理解の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額の収入に係る科目誤りについては、担当職員の理解不足及び関係職員の確認が不十分であったことによるものであり、本庁所属の会計事務担当者を対象に机上研修を実施した。 今後は、このようなことがないよう、予算の執行科目の理解の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、担当職員及び関係職員の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、経理グループ内で適法な請求書の要件について再確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
産業部産業振興課	令和2年8月5日 (令和2年6月12日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)については「(節)貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 2 支出事務において、建物転貸借契約に基づく令和元年10月分から令和2年3月分までの家賃等6件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。 3 財産管理事務において、建物転貸借契約に基づく敷金1件、10,942,400円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、家賃等の執行に係る歳出科目についての認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、敷金を他の支出と区別して科目設定を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、提出された請求書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、債権管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、令和2年6月26日に債権管理表を作成した。 今後は、このようなことがないよう、作成した債権管理表をもとに複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
産業部エネルギー課	令和2年8月5日 (令和2年6月15日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、令和元年度スマートエネルギー関連製品等開発促進セミナー等業務委託契約(契約額495,000円)について、受注者に個人</p>	<p>不適切事項については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、セミナーを急遽、中止するなど、想定外の対応に追われ、履行確認の際に求めていた個人情報^{きょうじ}を廃棄又は消去した旨の証明書^{しやうめいしょ}の提出確認</p>

		情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。	が不十分であったことによるものであり、令和2年6月16日に証明書の提出を受けた。 今後は、このようなことがないよう、受注者が提出すべき書類のチェック表を作成の上、改めて複数の職員における確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部雇用労働課	令和2年8月5日 (令和2年6月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額2件、105,314円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入(節)労働費雑入とすべきところ、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入(節)土地建物等貸付収入で収入していた。 2 財産管理事務において、共架柱3本及び支線1本に係る普通財産の貸付けについて、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した平成31年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付前の期間に係る貸付料相当額74,464円のうち12,133円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解を深めるとともに、定期的な確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
労働部産業人材課	令和2年8月5日 (令和2年6月22日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行に当たり、「(節)貸付金」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。 2 収入事務において、職業訓練指導員免許証再交付手数料19件、38,000円について、収入証紙により徴収するに当たり、収入証紙に関する条例施行規則に定める消印を行っていなかった。 3 財産管理事務において、建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行手続の各段階において複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、収入証紙に関する条例施行規則(以下「規則」という。)の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、建物賃貸借契約に係る債権管理に関して認識が不十分であったことによるものであり、令和2年6月26日に債権管理表を作成した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則を始めとする財産管理事務に係る規定や知識を組織として共有するため、財産管理事務に係る文書への根拠規定の記載や添付をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県障害者雇用促進センター	令和2年6月9日 (令和2年3月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、障がい者雇用啓発誌の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費1件、99,360円を支払っていた。	不適切事項については、原稿作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、啓発誌に掲載する支援機関にも直接確認を依頼することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立西部総合職業技術校	令和2年5月19日 (令和2年1月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成31年4月1日に入校料として領収した現金1件、5,650円について、令和元年度の収入として処理すべきところ、会計年度を誤り、平成30年度の収入として処理していた。	不適切事項については、収入する年度の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算執行について課内で相談できる体制を整え、また、会計事務の手引や財務関係通知の再確認を徹底するとともに、会計局指導課等への相談事項は全て文書として残すことにより、適正な事務執行に努めることとした。

(9) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年8月3日 (令和2年6月8日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、秋季関東甲信ブロック土木部長等会議に係る会場使用料1件、18,000円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。 2 支出事務において、秋季関東甲信ブロック土木部長等会議に係る会場使用料1件、18,000円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、会議室の確保を優先するあまり、神奈川県財務規則等の関係規定に基づく進捗管理が不十分であったことなどによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知を図り理解を深めるとともに、執行の際のチェックリストを作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、県土整備経理課に対して支払に必要な書類の提出が遅れたことなどによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知を図り理解を深めるとともに、執行の際のチェックリストを作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。
事業管理部県土整備経理課	令和2年8月3日 (令和2年6月12日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、秋季関東甲信ブロック土木部長等会議に係る会場使用料1件、18,000円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、関係法令の理解が不十分であったため、支払期限を取り違えたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
河川下水道部砂防海岸課	令和2年8月3日 (令和2年6月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に土砂災害警戒配備用務に従事し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、27,626円を支給していなかった。	不適切事項については、職員が神奈川県職員服務規程に沿った手続を失念したこと及び上司の確認が不十分であったことによるものであり、時間外勤務手当は令和2年7月16日に本人へ支給した。 今後は、このようなことがないよう、同規程の周知を図るとともに、上司による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚土木事務所	令和2年2月4日及び同年5月22日(令和元年12月19日、同月20日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、大磯御船祭に係る大磯港陸上施設の使用許可に当たり、主催者からの申請に基づき許可すべきところ、主催者には当たらない大磯町からの申請に基づき許可していた。 2 大磯港の施設についてポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)の含有調査を委託契約(契約額220,000円)により実施したところ、蛍光灯の安定器1点にPCBが含まれていることが判明していたにもかかわらず、大磯港の施設の改修に伴い当該安定器を撤去する際に、施工業者に対してこのことを伝えていなかったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反し、当該業者が通常の廃棄物として処分しており、PCBの適正な処分に資するために実施した当該契約の目的が達成されていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、文化伝承や地域振興に取り組む大磯町からの申請であったことから、主催者からの申請と同等との判断に基づき許可したものである。 今後は、このようなことがないよう、法令に基づく適切な申請者であるか確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約の目的が達成されていなかったことについては、PCB使用製品及びPCB廃棄物の適正な管理についての認識が不足していたことから、工事施工業者への情報提供が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内や関係者間と十分な情報共有を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県藤沢土木事務所	令和2年2月7日(令和元年12月9日から同月11日まで職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、平成30年度河川改修工事公共(その19)県単(その30)の変更設計額の積算に当たり、施工中に確認された湧水による施工への影響を調査するため追加した地質試験費について、環境保全(仮囲い)材料の現場内運搬費を間接調査費に計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(129,632,400円)が10,800円過小であった。その結果、変更後の契約額	不適切事項については、設計書作成過程において、積算根拠の確認が不十分であったことから、積算を誤り変更設計額が過小となったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

		(124, 445, 160円) が10, 800円過小であった。	
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和 2 年 4 月 14 日 (令和 2 年 3 月 4 日 から同月 6 日まで職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、平成30年度道路災害防除工事(県単)平成30年度道路補修工事(県単)令和元年度道路災害防除工事(県単)合併の変更設計額の積算に当たり、作業土工の土砂等運搬について、仮置きした土砂を現場に埋め戻すための運搬車両への積み込み費用及び仮置場から現場までの運搬費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(114, 114, 800円)が121, 000円過小であった。その結果、変更後の契約額(101, 540, 510円)が107, 800円過小であった。	不適切事項については、変更設計額の積算に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西土木事務所	令和 2 年 4 月 23 日 (令和 2 年 3 月 11 日 から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政資料の写しの交付費用として領収した現金3件、220円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額5, 913, 468円)に係る委託対象自動車を廃車したにもかかわらず、3月以上経過してから契約の変更を行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化するとともに、納付日を定めることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	令和 2 年 4 月 23 日 (令和 2 年 3 月 17 日 から同月19日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、土地有償貸付契約に基づく賃貸料に係る違約金1件、1, 222円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 工事事務において、平成30年度道路改良工事(ゼロ県債)その2の変更設計額の積算に当たり、 ^{のり} 法枠工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(110, 880, 000円)が506, 000円過大であった。その結果、変更後の契約額(99, 751, 966円)が455, 400円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、担当者及び所内における収入状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所内での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、変更設計において積算内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和 2 年 8 月 24 日 (令和 2 年 5 月 11 日 及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、平成31年度河川修繕工事(県単)133-2除草委託ほか4件(契約額計134, 466, 200円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、令和2年3月25日、同月26日及び同月30日に行っていた。 2 物品管理事務において、指定管理者から返納された芝刈機ほか4点(帳簿価額計519, 800円)について、神奈川県財務規則に基づく出納の通知及び備品台帳への返納の記録を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、事務処理を失念したことによるものであり、令和2年7月10日出納の通知及び備品台帳への返納の手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、担当者は管理課職員に情報を伝達するとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(10) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	令和 2 年 7 月 22 日 (令和 2 年 5 月 20 日 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、水道管布設工事現場管理等業務委託契約(契約額190, 609, 200円)に係る平成31	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。

		<p>年4月分の支払額14,116,521円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を支払っていた。</p> <p>2 会計事務処理において、引上げ前の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に基づき年間分を支払っていた日本放送協会受信料について、令和元年10月からの消費税等の税率引上げに伴う支払総額の改定はなかったものの、下半期分（令和元年10月から令和2年3月まで）の税抜金額と消費税等の内訳が変更になったため、科目間における金額の更正を行っていたが、その際、財務会計システムの入力額を誤ったため、消費税仮払金の金額が6,638円過小であり、共通管理費雑費の金額が同額過大となっていた。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、財務管理システムのデータを活用した確認を行うとともに、新たに進行管理表を作成、執行所属と共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 会計事務処理については、財務会計システム入力後の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、財務会計システムの入力額について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
水道部水道施設課	令和2年7月22日 (令和2年5月22日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、水道管布設工事現場管理等業務委託契約（契約額190,609,200円）に係る平成31年4月分の支払額14,116,521円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を支払っていた。	不適切事項については、会計課から返還された決裁文書の確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、執行管理表を作成し、決裁文書の返却を受けた際、当該表に支出日等を記載することにより、適正な事務執行に努めることとした。
利水電気部発電課	令和2年7月22日 (令和2年5月13日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和元年6月分のNTT回線費用22,680円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息261円を支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 企発第902号早戸川上流地点発電計画測量調査業務委託の設計額の積算に当たり、間接測量費の諸経費について、当初設計に引き続き、変更設計においても、直接測量費から成果検定費を控除した額に諸経費率を乗ずべきところ、これを控除しないまま諸経費率を乗じていたため、変更後の設計額（10,571,000円）が22,000円過大であった。 (2) 企発第903号早戸川上流地点発電計画地質調査業務委託の設計額の積算に当たり、解析等調査業務に係る電子成果品作成費について、同業務の設計単価に含まれているにもかかわらず、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って別途計上していたため、変更後の設計額（10,043,000円）が143,000円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、令和元年12月分の支払から口座振替払いに変更するとともに、新たにグループウェアの機能を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、次のとおりである。 (1) 測量調査業務委託の積算誤りについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、新たに工事系委託における設計書のチェックリストを作成し、確認体制を強化するとともに、違算事例として周知を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 地質調査業務委託の積算誤りについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。今後は、このようなことがないように、新たに工事系委託における設計書のチェックリストを作成し、確認体制を強化するとともに、違算事例として周知を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	令和2年6月18日 (令和2年4月27日及び同月28日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、企相南第7号北相送水管（中津支管）切回工事地質調査業務委託（道路改良）（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、解析等調査業務に係る電子成果品作成費について、同業務の設計単価に含まれているにもかかわらず、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って別途計上していたため、変更後の設計額（7,581,600円）が108,000	不適切事項については、積算に用いる基準の取扱いを正しく理解していなかったことによるものである。今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化するとともに、同様の誤りが起きないように基準を正しく理解し、職員間で知識や情報の共有を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県企業庁鎌倉水道営業所</p>	<p>令和2年3月19日(令和2年2月13日及び同月14日職員調査)</p>	<p>円過大であった。 (不適切事項) 1 支出事務において、令和元年9月分の消防設備保守点検委託料194,940円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息700円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。また、逗子市における配水管改良工事に係る路面復旧監督雑費1件、21,160円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、消防設備保守点検委託契約(契約額456,840円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに言うべきところ、同月24日に行っていた。また、変更契約を同日に締結していたにもかかわらず、契約書においては同月1日で契約を締結したとしていた。 3 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 企鎌第9号鎌倉市西鎌倉1丁目4番付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、舗装撤去工の建設廃材処理について、撤去した既設のインターロッキングブロックの処分費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(76,439,000円)が33,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(69,505,700円)が30,800円過小であった。 (2) 企鎌第16号鎌倉市山崎1220番地付近配水管改良工事(概数設計)の施工に当たり、鎌倉市内での水道管の埋設工事について、道路占用許可決定通知書に記載の工事期間内の工事完了が困難となったにもかかわらず、道路法及び鎌倉市道路占用規則に反し、道路占用の変更許可申請手続を行わないまま許可期間を超えて工事を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理及び履行遅滞に係る契約上の義務に関する認識が不十分であったことによるものであり、令和2年3月19日に遅延利息を支払った。 また、路面復旧監督雑費の支払を納付期限までに行っていないことについては、担当者に事務を任せており、複数の職員で確認しあう体制がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに予算執行チェック表を作成し、関係職員も含めた所属としての確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、担当者の事務手続の理解及び所属による進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに予算執行チェック表を作成し、関係職員も含めた所属としての確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 工事事務については、次のとおりである。 (1) 撤去したインターロッキングブロックの処分費用を計上しなかったことについては、設計書作成過程における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、実施工種の設計書への計上においては、積算システムだけに頼らず積算基準書の確認を怠らないよう注意・徹底するとともに、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 道路占用許可期間を超えて工事を行っていたことについては、道路占用許可決定通知書に記載の工事期間と工事の進捗状況との確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、適切な期間を設定するとともに、工事の進捗状況を複数の職員で確認できる体制を確立することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁厚木水道営業所</p>	<p>令和2年2月20日及び同年9月14日(令和2年1月16日及び同月17日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 図面保管庫1台ほか4件(計5件、帳簿価格計72,670円)が所在不明であった。 2 いせはら市民活動サポートセンター設置等に係る行政資産の貸付契約に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、貸付料の算定を誤って貸し付けているものがあった。これにより貸付料等3件、11,410円を過大に徴収していた。 (要改善事項) 厚木水道営業所伊勢原分館(以下「分館」という。)の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 図面保管庫1台ほか4件が所在不明であったことについては、現物照合が適時、適切に行われていなかったことによるものであり、再度調査を行ったが、現物を確認できなかったため当該備品の除却処理と固定資産明細書の除却登録を行った。 今後は、このようなことがないよう、日頃の現物照合を適時、適切に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 貸付契約に係る貸付料の算定誤りについては、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定による端数処理への認識が不十分であったことによるものであり、過大に徴収した貸付料については、契約相手方2者と令和2年3月2日及び同月12日付けで当該貸借契約の変更を行い、同月31日に還付した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員が関連規程を理解した上で確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		年度で契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。(以下令和2年12月11日(神奈川県公報号外第65号)神奈川県監査委員公表第13号中、第7監査の結果3(1)アのとおり。)	要改善事項については、契約の競争性及び透明性の確保並びに業務効率及び経済性の向上に資するため、分館の貸付期間終了後の令和3年4月1日から契約期間を2年とする長期継続契約に移行することとした。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	令和2年6月10日 (令和2年4月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料1件、2,996円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、使用許可(貸付)の収入調定、納付書発送、収納確認の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、既存の使用許可一覧表を収入事務に有効利用するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。